

福井市建設工事競争入札参加資格審査申請要領

福井市が発注する建設工事に係る競争入札等（随意契約含む。）の参加資格の申請をされる方は、次により申請してください。

1 対象者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく許可を受けて建設業を営む者で、下記の業者とします。

ア 市外業者（県内業者）

福井県内に、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に記載された主たる営業所（以下「本店等」という。）を有するもの。

※契約の締結等の権限を委任された建設業の許可のある営業所が福井市内にない者に限る。

イ 市外業者（県外業者）

福井県外に、本店等を有するもの。

※契約の締結等の権限を委任された建設業の許可のある営業所が福井市内にない者に限る。

※ただし、委任された営業所と他の営業所との重複登録、及び委任された営業所等の代表者と他の営業所等（本店等を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めません。

2 入札参加資格審査要件

(1) 参加資格審査を受けることができる建設工事の工種等

法第2条第1項の別表の上欄に掲げるものとし、入札参加を希望できる建設工事の工種は**5工種まで**とします（希望順位は問いません）。ただし、提出された最新の通知書において、**2年又は3年平均の完成工事高が1億円以上あるもの**に限ります。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格登録後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、**当該者に係る資格を取り消すことがあります。**

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者】

イ 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号及び第2号並びに第6条の規定に該当する者

【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】

ウ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成17年福井市条例第21号）第21条及び同施行規則（平成17年福井市規則第83号）第23条の規定に該当する者

【（1）市長、その配偶者若しくは市長の2親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（2）市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（3）市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（4）市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】

エ 福井市議会議員政治倫理条例（平成14年福井市条例第21号）第4条の規定に該当する者

【（1）議員、その配偶者、議員の2親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（2）議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業等、（3）議員がその経営方針に関与している企業等、（4）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】

オ 法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていない者（総合評定値の通知を受けていない者を含む。）

カ 通知書の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」

の記載がある者（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）
 キ 納期限の到来している税を完納していない者

3 申請期間・有効期間

附則1「申請期間・有効期間」のとおり

4 申請方法

電子申請による。

＜申請先＞ **電子申請・施設予約システム「ふく e-ねっと」** <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

※電子証明書やソフトのインストール等は必要ありません。

※申請期間前は、申請ページにアクセスできません

詳しくは「ふく e-ねっと」内の「初めて利用する方へ」をご覧ください（http://shinsei.e-fukui.lg.jp/public_18/about.html）。

※受領確認は電子メールでお知らせします。

※審査完了後、電子メールにてその旨お知らせしますので、必ずご確認ください。

完了メールが届かない場合には、お問合せください。

ふく e-ねっとの操作方法等に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9～17時（土日祝日年末年始除く）

6 添付書類

添付書類は次の表のとおり、各ファイルの頭に下記番号と文書名の略称等をつけて、データにて提出ください（証明書等はスキャン等によりデータ化してください）。例）「2_納税証明」「6_経審」。

「業者カード」は必ずエクセル形式（拡張子は「.xlsx」）にて提出ください。

◇ 添付書類

	種 別
1	法人の場合：登記事項証明書 個人事業者の場合：身分（身元）証明書
2	納税証明書
3	使用印鑑届
4	建設業の許可について（通知）又は建設業許可証明書
5	電気工事業者届出受理通知書（※「電気工事」の登録を申請される方のみ必要）
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
7	専任技術者証明書又は一覧表（最新のもの）
8	業者カード
9	※中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合のみ必要 【各提出書類の留意事項】参照
10	チェックリスト

【各書類の留意事項】

- [1] 登記事項証明書（法人の場合）、又は身分（身元）証明書（個人事業者の場合）

申請書受付日以前3か月以内に発行されたものを提出してください。

- [2] 納税証明書

各納税証明書については、申請書受付日以前3か月以内に発行されたものを提出してください。

- ※ **国税**については、主たる営業所を所轄している又は指定された税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式（**その3の3**）又は「**その3（法人税及び消費税及び地方消費税の記載のあるもの）**」（※法人）又は（**その3の2**）（※個人）の納税証明書を提出してください。

- ※ 福井市で課税がある場合

課税されている最新のもの2か年分（申請年度分＋1か年前の分）の納税証明書（課税されている全税目が記載されているもの）を提出してください。

（決算の都合上、申請年度分の法人市民税が記載されない時期のみ、1か年前の分及び2か年前の分の納税証明書を添付ください。）

区分	対象税目	発行先
国税	「法人税」又は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」	主たる営業所を所轄している 又は指定された税務署
市税	課税されている全税目 （法人市民税記載のもの）	福井市役所本館2階 納税課 本館1階 市民課 市内の各連絡所、サービスセンター

なお、証明書の提出分に限らず、納期限の到来している税の全てを完納していない者は、競争入札参加資格者名簿へは登録できません

- [3] 使用印鑑届

入札・契約等における使用印鑑を押印ください（営業所へ委任する場合は受任者の印）。

- [4] 建設業の許可について（通知）又は建設業許可証明書

最新の許可証等を提出ください。（＝法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていることが証明できるもの）許可証等は建設工事の工種ごとに必要です。複数にわたる場合はその全てを添付してください。

- [5] 電気工事業者届出受理通知書

入札参加希望工種に「電気工事」を申請する場合のみ、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第34条第4項に基づく電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類（届出受理書）を**必ず提出**してください。

- [6] 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

附則1「申請期間・有効期間」の審査基準日時点における最新の通知書を提出してください。

なお、通知書の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄が「無」の場合、競争入札参加資格者名簿へは登録しません。（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

- [7] 専任技術者証明書又は一覧表

建設業許可申請（5年に一度の更新を含む。）の際に提出する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（**申請書受付日以前5年以内の最新のもの**）（営業所等へ委任する場合は、その委任先が掲載されているもの）を必ず提出してください。

[8] 業者カード

記載例を参考に記入し、**エクセル形式（拡張子は「.xlsx」）**で提出ください。

[9] 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

- ・官公需適格組合証明書（証明を受けている場合に限りです。）
- ・組合員名簿
- ・組合定款
- ・官公需共同受注規約
- ・設立許可の証明

[10] チェックリスト

提出書類の申請者確認欄に、レ点でチェックして提出してください。

受領確認は電子メールでお知らせします。

7 申請事項に変更が生じた場合

資格登録後、登録内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）に記名（代表者名で記載してください。営業所等の受任者名ではありません。）し、直ちに必要書類を契約課まで提出してください。

※必要書類は、福井市ホームページ内入札の広場「登録内容の変更」からご確認ください。

※変更届の提出に、R6年4月より**電子申請**が利用できるようになりました。

電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

経営事項審査及び建設業の許可証等の更新による変更届の提出の必要はありません。

経審の更新により工種の追加を希望する場合は、申請受付期間中に変更届を提出してください。

※申請受付期間：附則1「申請期間・有効期間」のとおり

8 入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格者名簿は、福井市ホームページ内「入札の広場」において公表します。

問い合わせ及び申請先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市 財政部 契約課 工事契約係

TEL : (0776) 20-5277 FAX : (0776) 20-5734

福井市役所「入札の広場」ホームページ <http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu>

電子申請「電子申請・施設予約システム ふくe-ねっと」 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く）

この要領に基づき**新たに**福井市に名簿登録された方には、資格登録後、電子入札システムの利用者登録（ICカードのシステムへの登録）に必要なIDとパスワードを郵送しますので、利用者登録をお願いします。

詳細はこちら（福井県 HP <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kizai.html>）ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。）

【附則 1】申請期間・有効期間

(市外業者 定期受付用)

申請期間	経営事項審査結果通知書に おける審査基準日	資格の有効期間
令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日まで	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで	令和 8 年 5 月 1 日から 令和 10 年 4 月 30 日まで

(市外業者 新規・業種追加用)

申請期間	経営事項審査結果通知書に おける審査基準日	資格の有効期間
令和 8 年 8 月 1 日から 令和 8 年 8 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 11 月 1 日から 令和 10 年 4 月 30 日まで
令和 9 年 2 月 1 日から 令和 9 年 2 月 28 日まで	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	令和 9 年 5 月 1 日から 令和 10 年 4 月 30 日まで
令和 9 年 8 月 1 日から 令和 9 年 8 月 31 日まで	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	令和 9 年 11 月 1 日から 令和 10 年 4 月 30 日まで